

平成28年度第1回

新宿区みどりの推進審議会議事録

平成28年5月16日（月）

新宿区 みどり土木部 みどり公園課

平成28年度第1回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成28年5月16日（月）

午後2時01分～午後4時06分

区役所本庁舎6階 第二委員会室

1 開 会

2 審 議

保護樹木等の指定及び解除について

3 報 告

新宿区みどりの実態調査（第8次）について

4 連絡事項

新たな総合計画の策定に向けた御意見について

5 閉 会

○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会委員名簿（第13期）
- 2 保護樹木等の指定及び解除について
- 3 指定及び解除審議対象樹木の写真（回収資料）
- 4 新宿区みどりの実態調査（第8次）について
- 5 新宿区みどりの条例及び同施行規則
- 6 みどりの文化財（保護樹木等）ガイドブック
- 7 新宿区みどりの基本計画（回収資料）
- 8 新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）

審議会委員 12名

会 長	熊 谷 洋 一	委 員	斎 藤 馨
委 員	渋 江 桂 子	委 員	吉 川 信 一
委 員	武 山 昭 英	委 員	渡 辺 芳 子
委 員	小 野 栄 子	委 員	丹 羽 宗 弘

委員 間 座 和 子
委員 藤 田 茂

委員 小 島 健 志
委員 鶴 田 由美子

◎開会

みどり公園課長 それでは皆様、定刻になりましたので、ただいまから平成28年度第1回新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。委員の皆様にはお忙しい中、出席いただきましてまことにありがとうございます。

私は本日事務局を務めさせていただきます、みどり公園課長の依田と申します。前任の小野にかわり、この4月から就任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、開会に先立ちまして、本日の審議会の傍聴の許可と、資料の公開についてお諮りしたいと思います。

本日は、現時点では傍聴を希望される方はお見えになっておりませんが、本日の審議内容から公開しても支障はないと思われるため、公開とさせていただきたく、委員の皆様の御了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 ありがとうございます。

また、本日の資料ですが、資料3の指定及び解除審議樹木の写真につきましては、個人情報が含まれるため非公開としまして、それ以外は公開とさせていただきたく、御了承をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

みどり公園課長 また、新宿区みどりの推進審議会は、新宿区みどりの条例第27条に基づきまして、新宿区におけるみどりの保護と育成に関する重要な事項を調査審議するための区長の附属機関です。このため、委員の皆様の御発言につきましては、みどりの推進審議会議事録として、区のホームページにおいて公開されます。あらかじめ御了承をお願いいたします。

なお、本日の会議でございますが、16時をめぐりに終了したいと考えております。どうぞ御協力のほど、よろしくお願いいたします。

ここで、マイクの使用方法について御説明いたします。御発言の際にはお手元の4番のボタンを押してください。発言が終わりましたら5番を押して終了いただきたいと思います。

それでは、これより議事進行を会長にお任せしたいと思います。

熊谷会長、よろしくお願いいたします。

熊谷会長 わかりました。

それでは、ただいまから、平成28年度第1回の新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

初めに、事務局より、本日の出席状況について御報告をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

本日は、興水委員、池邊委員、椎名委員から欠席の連絡をいただいております。このため、本日は15名中12名の出席により審議は成立しております。

熊谷会長 わかりました。

次に、本日の資料について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、皆様のお手元にごございます資料について御説明いたします。

お手元の資料を御確認ください。

まず、議事次第としましてA4の1枚の議事次第がございます。続きまして、資料1としまして、新宿区みどりの推進審議会委員の名簿、第13期というもの、こちらもA4の表面だけのものです。続きまして、資料2としまして、保護樹木等の指定及び解除について、A4、表のみの、こちらの表のある資料が1枚となります。続きまして、資料3としまして、指定及び解除審議対象樹木の写真ということで、A4の両面でカラー刷り、2枚のものです。こちらは非公開の資料になりますので、終了後に回収させていただきたいと思っております。続きまして、資料4ですけれども、新宿区みどりの実態調査（第8次）について、A4の表裏で1枚の資料となっております。続きまして、資料5です、みどりの条例・同施行規則、A4の両面コピーで7枚の資料となります。よろしいでしょうか。続きまして、資料ナンバーは振ってございませんが、机上にみどりの文化財（保護樹木等）ガイドブックということで、こちらの冊子を置かせていただいております。こちらが資料6になります。続きまして、資料7としまして、新宿区みどりの基本計画、こちらは回収資料と書いて置かせていただいております。こちらは終了後、回収させていただきます。資料8としまして、新宿区みどりの実態調査報告書（第8次）、概要版を含むということで、こちらの黄色い冊子と、こちらの概要版で、みどりの実態報告書の資料となります。

以上、資料の不足がございましたら事務局までお知らせをお願いいたします。

熊谷会長 いかがでしょうか。特に資料、御不足の方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

◎保護樹木等の指定及び解除について

熊谷会長 それでは、議事を始めさせていただきたいと思います。

まず初めに、本日の審議事項、保護樹木等の指定及び解除についての御審議をお願いしたいと思います。

内容について、事務局より説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の審議事項であります保護樹木等の指定及び解除につきまして、御説明をさせていただきます。

今回は、民有地の樹木5件、7本につきまして、指定の同意をいただきました。また、指定の解除につきましては、保護樹木が4件、6本、保護生垣が1件、13メートルでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては、担当から御説明いたします。

事務局担当 担当の村田と申します。よろしくお願いいたします。

平成28年2月4日から平成28年5月16日までに、民有地の保護樹木の指定同意及び指定解除の届け出がございました案件について御説明します。

公有地保護樹木は指定、解除ともに案件はございません。

保護樹木は、指定同意件数は5件7本です。指定解除届け出件数は4件6本です。

保護樹林は、指定、解除ともに案件はございません。

保護生垣は指定なし、解除件数は1件で、13メートルになります。

最初に、保護樹木の指定解除について御説明します。

1件目は、弁天町のイイギリで、半分以上は枯れていて、倒木してしまう可能性が高いです。

2件目は、新宿七丁目のソメイヨシノほか2本です。樹勢は衰えが著しく、倒木の可能性が高く、生育場所が駐車場であるため、安全を考え伐採しました。

3件目は、新宿六丁目のソメイヨシノで、土地の利用に支障になるため、解除の申出書が出されました。

4件目は、下落合四丁目のイチョウです。解除理由は所有者が樹木を維持管理することが困難になってしまったからです。

では、1本目の解除対象樹木について御説明します。

指定番号はH3-51のイイギリで、マンションの敷地内に生育しており、写真で見ると上半分が枯れているのがわかります。樹勢も衰え、樹皮はひび割れ、枝葉が1枚もなく、回復が難しい状態であります。根元の状態は悪くありませんが、幹の腐朽が進行しており、途中

で折れてしまう可能性が高い状況でした。

経過についてです。3月下旬ごろ、所有者より、以前から調子が悪かったイイギリが枯れたので見てほしいと連絡がありました。翌日に現地を見させてもらいました。現地調査を行ったところ、上半分が枯れていました。回復が難しいため、解除について検討してほしいと所有者に伝えました。後日、解除申請申出書が提出されました。

2本目から4本目の解除対象樹木について御説明します。

指定番号H14-25から27のソメイヨシノです。新宿七丁目のマンションの駐車場に生育しています。

H14-25のソメイヨシノについてです。根元にコフキダケの子実体があり、大きく腐朽しています。太枝の枯れが目立ち、倒木の可能性があり、非常に危険だったため、伐採を行いました。

当該樹木は、前年度から樹木の状態が悪いと相談を受けており、区で腐朽診断を行っていました。腐朽空洞率は58.5%で、不健全で倒木の可能性が高く、撤去が望ましいと診断結果が出ました。この結果と現状を見て、伐採を決断したということです。

次に、H14-26のソメイヨシノで、高さが7.08メートル、幹回りが2.42メートルです。ヒコバエが多数発生しており、根の盛り上がりが見られ、植栽ますのレンガも浮き上がっています。枯死が目立ち、倒木の可能性がありましたので、この樹木も伐採を行いました。

区で行った腐朽診断結果がこちらです。腐朽空洞率は46.4%で、不健全に近い結果でありました。

H14-27のソメイヨシノで、高さが5.63メートル、幹回りが1.70メートルです。根元にベッコウダケの子実体がありました。枯れていたため、切除した太枝の跡が多数ありました。

この樹木も倒木の可能性があり、伐採を行いました。

腐朽診断を行った結果、腐朽空洞率は約44%で、不健全に近い数値となりました。

H14-25から27、3本全ての樹木の生育状況ですが、駐車場に植栽されており、ますの大きさが狭く、土壌がかなり少ない状況でした。この環境による影響で樹勢が劣化し、腐朽が進んだと思われます。

次に、3件目の解除対象樹木です。

指定番号H3-23のソメイヨシノです。一般のお宅の敷地内に生育しています。

枝の枯れが目立っています。葉が出た後に枯れた枝もあり、樹勢はかなり衰弱していました。

経過についてです。4月下旬、土地利用の支障になるため、解除申出書が送付されました。翌日に現地調査を行って、残してもらえないかお願いをしましたが、難しいということでした。

この保護樹木とあわせて、保護生垣の指定解除申出書が提出されました。生垣については後ほど御説明します。

最後の解除対象樹木です。

指定番号はH5-41で、イチョウです。

所有者は落ち葉対策として、毎年イチョウの剪定を行っていました。区も可能な限り剪定の支援を行ってきましたが、所有者自身が高齢になってきたこともあり、維持管理が難しくなってきたため伐採したいと、ことしの2月に御連絡がありました。解除の流れを御説明し、その後、解除申出書が提出されました。3月に様子を見に行ったところ、イチョウの高さが40センチのあたりで伐採されていました。

保護生垣の解除についてです。

新宿六丁目のヒイラギモクセイで、延長は13メートルです。先ほど御説明した、衰弱しているソメイヨシノと同じ敷地です。

枯れ枝等もなく、樹勢は良好であるが、土地利用の支障になるため、解除申出書が提出されました。残存を希望しましたが、支障になってしまうため難しいということでした。

続きまして、保護樹木の指定同意の届け出があった案件について御説明します。

保護樹木は、樹木が健全で、かつ美観上すぐれている樹木のうち、地上1.5メートルの高さにおける幹回りが1.2メートル以上の樹木を指定の対象にしております。

対象樹木は、5件、7本です。

上から御説明すると、原町二丁目でケヤキほか2本、若松町でスダジイ、西新宿八丁目メタセコイア、市谷船河原町でイチョウ、下落合三丁目ケヤキです。全て生育良好です。

1件目から御説明します。原町二丁目にあるお寺で、候補が3本挙がっております。候補1がケヤキで、高さが13メートル、幹回りが1.61メートルです。周辺樹木の被圧を受けて樹形がやや乱れていますが、樹勢は良好で、根の張りもよいです。

候補2もケヤキです。高さが10メートル、幹回りが1.58あり、鐘つき堂の南隣に生育しています。樹皮が荒れていますが、樹勢良好です。保護樹木の樹名板が間違えてとりつけられていましたので、後日交換に行きます。

候補3もケヤキです。高さが14メートル、幹回りが1.62メートルです。歩道の南隣に育成

しています。ほっそりとした樹形で、外観上目立つ腐朽はなく、樹勢良好です。植栽ますに植えつけられています。

2件目です。若松町の22番地にあるお寺で、候補は1本です。樹種がスダジイで、高さが6.7メートル、幹回りが1.25メートルです。外観上目立つ腐朽は見られず、樹勢は良好であります。幹割れが見られ、幹が太くならろうとしている状況がわかります。根の張りもいいです。門のすぐ脇に生育しています。

3件目です。場所は新宿八丁目で、候補が1本あります。高さ20メートル、幹回り3.14メートルのメタセコイアです。外観上目立つ腐朽等は見られず、樹形、樹勢ともに良好です。

4件目です。場所は市谷船河原町の一般宅で、候補が1本あります。候補樹木のイチヨウは、高さが12メートル、幹回りが1.04メートルです。強剪定により樹幹は小さくなっています。2本の幹の根元に空洞が見られるが、樹勢は良好で、幹の巻き込みが進んでいます。

5件目です。場所は下落合三丁目の一般宅で、候補が1本あります。候補樹木のケヤキは、高さが12メートル、幹回りが1.23メートルです。剪定を定期的に行っており、樹形、樹勢とも良好です。屋外の吹き抜けに生育しています。枝下は5.57メートルで、樹木全体の上半分から枝分かれしているような状態です。土も十分にあり、幹回りにアベリアが植栽されました。右の写真は2階のテラスからケヤキを見たものです。枝の状態がよく見えます。枯れ枝などありませんでした。

指定同意及び指定解除の届け出があったものは、以上です。なお、本日御説明しました保護樹木の指定及び解除の御承認をいただきますと、民有地の保護樹木は件数が変わらず、本数は1本増加して270件、1,213本となります。樹林の変更はございません。生垣は件数が1件減り、長さが13メートル減りました。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。照明のほうをお願いします。

熊谷会長 ただいま事務局から説明をいたしました。何か御質問、あるいは御意見おありでしたら、御発言をお願いしたいと思います。

まず、私から申し上げたいんですけれども、これでは審議会の意味がありません。伐採してから解除というのは。とんでもない話です。区民のためのみどりを守るためにこの審議会が設置されているにもかかわらず、今回の説明だと事務局が勝手に了解して、むしろ指導して伐採するような説明だったので、これは私としては聞き捨てならないというか、こんなだったらみどりの審議会も要らないんじゃないですか。否定していることになるから。4月

に課長、係長が人事異動で代わられているから、もしその辺の引き継ぎができていないとしたら、非常にこれは遺憾に思います。

それから、今までのこの審議会での審議のやり方というのは、保護樹木の指定解除というのは、まず指定を説明して、それから解除の案件を説明するというのが今までの審議のやり方だったんですけど、今回はその解除から説明して、それも解除の審議をお願いすると言いながら、その前に既に事務局で了解して伐採して、それに伐採した後の写真までここで皆さんに見ていただいて、これだと審議事項にも何もならない。その辺をどういうふうに事務局は認識しているのか。

このことは前から非常に、審議会で皆さんから私に対しても質問があつて、審議会というのは大勢の方にお集まりいただいていろいろな案件を審議するので、急な指定解除に間に合わないことがあるというので、審議会に小委員会というのをつくって、急な指定の申請とか解除があつた場合には、それについては直ちに審議会の小委員会を招集して、そこで判断して、それから審議の委員の方の御了解を得るという、こういうことにさせていただいてきました。だから、審議会を否定しているようなことを事務局でされるならば、それはそれで、この審議会は解散するべきです。

区長から委嘱されて独立して、その区のみどりの保護に当たるということで設置されているわけです。一応私は審議会の会長という立場から、その点についてはちょっと申し上げておかないとまずいと思います。まずその点について、ちょっと事務局から何か。

部長、どうぞ。

みどり土木部長 みどり土木部長でございます。ただいまの会長のほうから言われたことは至極もつともございまして、私もこの会、長い間事務局をさせていただいて、全くそのとおりで、大変申しわけなく思っております。

人事異動とか、いろいろあつた時期ではありましたが、やはりこの長い間この審議会を運営してきた中では、やはり小委員会もこのためにわざわざ設置したという経緯もございまして、そこについては我々がちょっと今回、そういうのを飛ばしてしまひまして、結果的には伐採について認めたという経緯がございまして、反省するとともに、今後はそういうことのないように、必要があれば小委員会を早急に招集して御審議していただくというような形はとっていかねばいけないと思います。

そういう形とともに、進め方につきましてももう一度、今回の会長から言われたことを踏まえまして、次回から適正な運営が行われるようにしていきたいと思っております。

なお、根本的な問題として、当委員会は我々にとって大変重要な委員会であることは間違いございませんので、この委員会をないがしろにしてみどりの施策を進めるということは考えてございません。また、この後出てくる報告なんかにつきましても、またいろいろ御意見をいただいて、みどりをふやそうということも行ってまいりたいと思っておりますので、改めてちょっと十分、我々のほうでこの後反省いたしまして、二度とこのようなことがないように進めていくようにしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

熊谷会長 いかがですか。今の部長の説明で、納得いかれた委員の方、いらっしゃいますか。

渡辺委員、お願ひいたします。

渡辺委員 私もきょう、お話聞いていて何か違うなと思って何って、先生のおっしゃったとおり。そうなりますと、これから保護樹木に指定されるときも、やはりもう少し慎重にというか、考えていかないと、こういうことがだんだんと起こってくるのかなという、ちょっと懸念もいたしました。

事務局さんのおっしゃることも十分わかりましたので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

熊谷会長 わかりました。今、渡辺委員のおっしゃるとおり、指定については内容についてここで審議をしていただいて、ですから、まだ指定についてはこの審議会ですとよしという、妥当であるという判断が出ていないので、あくまでも先ほどの言われた事務局の本数というのは仮の本数ですので、過去にもいろんな異議が出て、指定はすべきでないとか、あるいはすべきであるかという議論もしていただいたので、指定については今回も特に問題はないとは思いますが、その解除については余りにも……。

今までは、解除する樹木の中で、たまたま所有者が勝手に切ってしまったとあって、その後で届け出があったというような、そういう場合以外は、一応ここで解除を認めてから所有者に伐採をお願いするなり、あるいは所有者には解除のオーケーが出るまでは伐採しないよというというのが事務局の指導であるべきであって、今回は何か事務局が勝手に判断して、腐朽していてやむを得ないから切つてしまえというような指導をしていたとしたら、これは本来、この委員の方々だけじゃなくて、その所有者の方にきちっと、手順を間違えたということで、本来ならおわびをしなきゃいけないことだと私は思っています。

これは、区民の方から、例えば、あそこにあった立派な木が突然伐採されたけれどそれはどうということかと、多分ここへ、区のほうにそういう問い合わせがあった場合に、前回も出ましたよね、立派な木が切られるということで大変、それを守る、そういうコミュニティー

の方からじかに区の、議会までそういう申し入れ書というか、そういうのがあったわけですが、こういうことを勝手に所有者が切った場合に、それについては区としてはいろいろ指導してきたけれど、区がそれをわかっていただけなくて所有者の事情で切られたと、こういうお答えはできるんですけど、指導が足りなかったと。

今回のような形だと、もう区のほう勝手に所有者に切らせてお墨つきをつけたということになりかねないので、その辺も私は非常に懸念していますので、場合によっては審議会の責任ということになりますので、そうなれば私なりが個別にお宅に伺っておわびをしなきゃいけないかなというふうに思っています。

ですから、これはそんなに、部長が言われたようにそんな簡単な問題ではないという、私は気がしているんですけども。委員の方から、どうぞ、吉川委員お願いいたします、御発言を。

吉川委員 審議会が難しいなら、招集が難しいなら、そういうことで、たしか小委員会で、お名前まで決まっているんですよ。だから、もっと小委員会を御利用していただいて、理解していただけるような順序でやっていただきたいと思います。何のために小委員会を設置したのかということでございますと思います。

熊谷会長 そうですよ。もうおっしゃるとおりで、それで、この4月から、解除したのが4月ですか。この日にちの経緯がよくわからないんですけど。いつ、その所有者からこちらに相談があって、いつ、その事務局のほうからその現場に行って指導して、いつその解除を、伐採を出したとか、そういうのをちゃんとそろえてこの場に出していただいて、こういうことでどうしてもその時間的に、あるいは内容的に無理があったのでということで、例えば部長が、そういうことで今回だけはということであれば何とか納得できますけれども。これは本当に、この審議会の存立にかかわる事項ですので。たまたま、きょう副会長が欠席されているので、副会長も当然そういうことは、私からも相談しますけれど。

それで、小委員会も数名ですけれどもお忙しい方で、でも、それはそれなりに、小委員会は常に今までも過去は必ず開催して、その実際に解除の判断をする前に小委員会で審議させていただいて、それでやむを得ないとか、あるいはという形で判断をしてという、これやってきましたので。

それと、結局は最終的なこういうことの責任は会長の私にありますので、ですから、小委員会の委員が集まらなかったとか、あるいは小委員会を開く間もなかったということであれば、少なくとも会長の私のところにはちゃんとその経緯を説明しておいていただければ、私

のほうでわかったと、あるいはその内容について判断をさせていただいて、それで本日のこの審議会のときに皆さんに、むしろ私のほうからお諮りをするということですので。

そういうことを、どなたがわかっているんですかね。課長はわかっているのかな。

みどり公園課長 今、会長から御指摘ありましたけれども、本当に手順の点につきましては、この審議会を通してから解除で伐採というのが当初からのルールになっておりますので、どうしても本当に、真にやむを得ず、危険性がある場合には、小委員会の開催に間に合わなければ、会長に御相談という形で処理させていただきたいと思っていますので、本当に今回は申しわけございませんでした。

熊谷会長 小委員会だよ、小委員会。

みどり公園課長 小委員会ですね。小委員会……。

熊谷会長 だけれど、それは今回に限ったことじゃなくて、もう、ここ七、八年そうやって、やってきているんだから、小委員会をつくってから。

みどり公園課長 その点はよくわかりました。

熊谷会長 今回の件についても、いつ所有者から相談を受けて、いつそういうような判断をして、いつの時点で誰が伐採したか。所有者が業者に頼んでやったのか、あるいは区のほうで業者を紹介したのか。その事実についてちゃんと時系列的に説明してほしい。その記録は多分あると思うので。

事務局担当 すみません、横山です。今回、伐採ということで大変申しわけなく思っております。ちょっと事実経過も含めて、細かいところを御説明させていただきたいと思います。

熊谷会長 全部一緒なのか、この3件とか4件、伐採した。

事務局担当 今回伐採になったのは2件4本なんですけれども、ソメイヨシノが3本連続で伐採されているのは全部同じ敷地です。このマンションの駐車場のところに3本、ソメイヨシノが並んで生育していたんですけれども、去年の秋ごろに、このマンションの管理をしている植栽の業者から、かなりキノコが出て腐朽も進んでいるので……すみません、ちょっと、じゃあ写真も交えながら。すみません。

25から27、この3本は同じ敷地で、3本ちょうど並んでいるような状態なんですけれども、去年の秋に状態が余りよくないので見てほしいというふうに、こちらの係に連絡がありました。職員で現地を見に行きました。かなり腐朽も進んでいる状態でしたので……

熊谷会長 秋って、いつ。正確な日付を言ってくれなきゃわからない。

事務局担当 細かい日付は……すみません、8月31日に管理人の方からお電話をいただい

ます。

熊谷会長 夏じゃない。

事務局担当 すみません。9月7日に現地の調査を行いました。これは職員での調査です。

腐朽の状態が確認されましたので、精密診断と、あと、ちょっと急に枝が折れそうな腐朽の進んだ枝に関しては、支障枝の剪定の支援を行うということで決定をもらいまして、10月13日に支障枝剪定、10月23日に精密の診断を行っていました。

その結果が、スライド、1本目が58.5%で、すみません、さっきのH14-25が58%、14-26が46.4%で、H14-27が44.3%と、かなり空洞率が高かったなので、支障枝剪定をしていたので、すぐに倒木することはないとは思いますが、かなり危険な状態ではあるし、木と木の間にもう車が……

熊谷会長 それで、この、これはいつの日につくったんですか。この診断書。

事務局担当 診断書は10月23日、診断日が右上のところに書いて。

熊谷会長 その日につくったの。

事務局担当 すみません、診断が10月23日で、提出をしてもらったのが……。

熊谷会長 診断結果が。

事務局担当 診断結果が出た日ですね。書類が出てきたのが11月18日ですね。ほかにもちょっと頼んでいるものがあったので、一緒に出していただいています。

これが出た時点で、すぐに所有者の方に御報告をして、危険な状態であるので、解除も少し御検討されたほうがいいかもしれないですねということで、一度検討していただくということで、特にこちらから何度か御連絡するということにはなかったんですけれども。

今年に入りまして、平成28年の3月の、たしか30日ですね。30日に管理人の方から、樹木がやっぱり危険な状態であるので、伐採しましたという連絡がありました。

危険な状態であることはわかっていたんですけれども、ちょっと先に伐採をされてしまいましたので、じゃあ、急いで解除の届出書を出してくださいというのと、あと、切られた後、調査を4月の、すみません、12日です。

熊谷会長 わかりました。それをちゃんと、きちっと整理して。今聞いた段階でも、診断が終わったのが、11月に終わっているんですね、18日。

事務局担当 はい、そうですね。

熊谷会長 その後、2月の3日に前の審議会やっています。そこに案件として出てこなきゃおかしいんです。この案件が。解除していいかどうかということ。もし、それで解除してあ

れば、その結果についてもやむなくということで、ことしの2月の3日に審議会をやっているんだから。

もっと正確に言うと、その診断をして、これは伐採しないといかんなど、危険だということになったら、即、この診断書が出た段階で小委員会なり何なりを招集して、そこで解除の一応、判断を審議会としてして、それから通知するのが手順です。

事務局担当 はい。

熊谷会長 そういう手順を。そういう場合にね、本当に数日とか1週間以内にこの全員の審議会を、委員の方を集めて審議するには非常に無理があるので、小委員会ということで、そのための小委員会をきちっとつくっているんです、規定として。だから、それは、あなたに言っているわけじゃなくて、やっぱりその前の、あるいは前任の課長なりが、その判断を間違えたということになるね、それでは。

事務局担当 そうですね、この……

熊谷会長 いやいや、そうなんだよ。

事務局担当 危険な状態だとわかった時点で、一度審議にお諮りするべきだったなと思います。

熊谷会長 だから、それについては今の経緯をきちっと、つくって欲しい。

事務局担当 はい、そうです。

熊谷会長 今回のこの審議会、きょうの審議会の責任は、事務局の責任は依田課長だからね。

この内容については、依田課長がきちっと内容を詰めて本日皆さんにお諮りしなきゃいけないのに、それもどうも引き継がれていないし。また、前もって、私なり何なりに説明に来てくれりゃいいのに、それも今回ないから。これは、だからもう本当に腹の中は煮えくり返っているんだよ。とんでもないことですよ。

みどり公園課長 今回の件につきましては、よく前任と、どうしてこういうことになったのかを相談しまして、改めてこういうことのないように本当に対策をとるとともに、会長にも説明したいと思っております。本当に申しわけありませんでした。

熊谷会長 斎藤委員。

斎藤委員 詳細でちょっとあれなんですけれど、このガイドブックの4ページに、手続の流れというのがあってですね。これは移植の流れか、そうか。

何か今聞いていると、危なくなったので、持ち主がこちらに診断してほしいと言って、10月23日に診断して、その書類が11月18日に上がってきて、それを所有者なり管理者に伝えて、そのときに、その向こうは何かもう勝手に切つていいと思ったのか、その手続が本来、こち

らも、もう危ないから申請、解除指定をしなければ切れないので、そのあたりを手続的にちゃんと復習するというんですかね。

熊谷会長 していないんだよ、だから、そういう話じゃないんだって。

齋藤委員 そこがやっぱりちょっと、はい、かけ違いになっちゃったのかなという。

熊谷会長 かけ違いじゃないよ。全然その認識が間違っているんだよ。

だから、本当に事務局が勝手に判断して、解除とか伐採をしたということ自体が、越権行為もいいとこだし、審議会を無視しているんだから。それは、これからおわびするという話とは全く違って。

今回また審議委員のメンバーが新しくなられた方もいるから、新しくなられた方だけじゃなくて、前の審議委員会のメンバーに対してもちゃんとおわびをしないと。

この小委員会をつくる時も、審議会の委員のメンバーの方から、何で、審議会があるのに、そんな小委員会までつくって、屋上屋を重ねてね。中には気の短い審議会の委員は、俺を信用できないからそんな小委員会つくるのかって、こういう誤解までね。そこを何とか説明して、実際にはこういうことが行われるので、事務局の現場での対応をできるだけ助けるためにも小委員会をつくって、と思っていたのに、それを逆に何か無視されたり……。

どうしたらいいですかね。

どうぞ、渡辺委員。

渡辺委員 すみません、たびたび。本当は、会長さんのお怒りになるの、ごもっともとおっておりますし、せめて、何か時間的ゆとりがなかったら、せめて会長さんには御報告いただきたかったとおっております。

当然、小委員会というのがまず最初の段階で、こちらから伐採をお勧めしたというようなちょっとお話がありましたけれど、それは到底受け入れられませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

熊谷会長 その案件について、今までの経験もいろいろ皆さん、審議委員のメンバーもおわかりになっているので、そんな、区が保護樹木に指定したこんな立派な木を勝手に伐採するとは何事だなんていうことは、決して申し上げないし、事情がわかればきちっと解除の手続をして、それは議事録にも残るし、それから、それなりの所轄の部の書類としても残っていつて、手続として正当化されるわけですから。

どうぞ。

鶴田委員 ちょっとフロー上の質問なんですけれど、その危険があるということで、診断、精

密診断をしたときに、診断結果が出たところで、普通、その診断結果が出たら小委員会に諮るみたいなフローには、なっていなかったということですかね。

熊谷会長 なっています。

鶴田委員 すぐ、その所有者の方にまずフィードバックしてしまうというところで、間違いが起きているんじゃないかなと思うんですが。その辺のフローというのは、今までも何度かそういう診断というのはされてきたかと思うんですが、その辺はいかがだったのでしょうか。

事務局担当 すみません、では私から。調子が悪くなった時点で、一度、区民の方から御連絡をいただいて、何度もこういった樹木診断というのは行ってきている経緯がありまして、よいにしろ悪いにしろ、必ず所有者の方ですので、一番心配されているのは所有者の方というのがちょっとありまして、カルテが出たら、所有者にカルテをすぐ送るようにはしていました。

診断も1年に何度かやっていますので、審議会の中でカルテの御説明は、こういった指定の案件、解除の案件が出たときのみ御説明をしていて、支援の範囲内でやっている、この保護樹木診断のほうは特に御説明をしていなかった経緯があります。

熊谷会長 現場で皆さんが頑張っていて、特に樹木医も内部で委嘱されていて、実際にこれまで以上にその所有者の方に手厚い助言をしたり、あるいは相談に乗っているということは、よくわかっています。それと、審議会での解除、保護樹木の指定と解除というのは、全く別の次元の話だから、

指定をする場合にも、勝手に事務局が、いい木だからって指定されると、何か問題が起きたときに非常に困るから、ここの審議会でお諮りして、きちっと区の正式な判断として指定をさせていただくと。そのかわり、非常に財政的には些少だけれども、年間のその管理費なり何なりをお払いして、保護に協力していただいて、かつ、何かあったら、保護に対する相談には常に現場でみどりの課が対応できるようにいたしますということで、やってきているわけだから。

やっぱり事務局が勝手に指定したり、勝手に解除されると、それは区民に対するやっぱり……区民をばかにしたことになるしね。

吉川委員 いいですか。おっしゃるとおりで、先ほどから、要するに難しい問題じゃないですよ。樹木に対する愛着がないよ、これは。そう思いませんか。

これ、区民にね、僕は町連だけれど、町連にこんなことを帰って話したら、審議会はもう解散しろと言われてますよ、これは、はっきり言って。全然樹木に対する愛情がないでしょう。

みんな区民は一本一本木を育て、ゴーヤを植え、緑化推進で頑張っているんですよ。それをこれ、何の相談もなく、しかも伐採しちゃうってね。

僕、あの中央公園のあれも、すごく区民から苦情を聞いているんですよ。公園の真ん中のところね、あそこの木が伐採しちゃって、なぜ伐採しちゃって。僕はそれ、こちらの肩を持って言いわけをして、弁解しているんですけどもね。こういう話、町連に流せませんよ、はっきり言って。ねえ、会長。

熊谷会長 そうですね。おっしゃるとおり。

吉川委員 これ、もう、すっきりしてくださいよ。町連から委員出しませんよ、これはもう関係ないですよ。

以上です。

事務局担当 会長、よろしいでしょうか。

熊谷会長 あなたまでそんな、いいの。あなたは今、特にあれがないんだから。

事務局担当 いや、実際に調査した者として。

熊谷会長 それはわかるけれどね。それで、何もその、倒れてきて害のある樹木をそのまま残せなんて、一言も言っていないんだから。

どうぞ、間座委員。

間座委員 この解除に至るまでの長年ということになるのかもしれませんが、いずれもほとんどが老木、朽ちてきたわけですが、私は自分が老人であるということもありまして、とても痛ましく思っています、これは区なり、あるいはそういう関係者からの指導みたいなものがなかったんでしょうか。そうすれば、もう少し伐採が先延ばしにできたのではないかとだったり、何かとても哀れに思いました。朽ちてしまうのは仕方がないかもしれませんが、そのあたりはずっと放置されたまま、老木になるまでなんでしょうか。

ただ、今ちょっとお話承っていますと何か御事情があるみたいですが、そのあたりちょっと私は何も存じ上げないので、こんな質問をするのはあれですが、伺いたいと思います。

熊谷会長 私から簡単に経緯を、もう私も20年ぐらい、ここの審議会にかかわっているものですから。

最初のころは、区にも予算がなかったですし、それから、みどりに対する関心も、区民も、それからはっきり言って区というか行政のほうも、それほど高くなかったのも、みどりの保護樹木の指定はきちきちやってきましたけれども、それに対して管理費をお支払いして、あとは所有者にお任せしてずっと来たということですので、所有者の方が大体はよく面倒を見

くださるんですけど、一番問題は所有者の方が高齢化されて、次の世代に移られていくとどうしても、必ずしももとの方と同じように樹木に対するケアをされるとは限らないので、そういうことがいろいろ来ましたので、そういう時代には本当に樹木が弱ってしまって、軒にかかって倒れそうとか、あるいは信号機にぶつかるとか、道路に倒れるとか、そういうことになって、どうしても切らないと危ないというような事態もありました。

そういう時代じゃなくて、最近はこのみどりの審議会もありますし、それから、当時に比べればみどりに対するいろいろな区民の方たちの意識も上がってきたので、みどりの課のほうとしてもできる限り、所有者の方から相談があれば、その伐採とか伐採解除とかということだけでなく、御相談があれば必ず行って指導するよという体制をとるようになっておりますし、それから、今回の伐採か否かというような、そういう非常に危機的な状況になれば、区のほうで樹木医さんとか業者とかも一緒に行って、実際に現場で御相談に乗るということにはなっているんです。

間座委員 何か定期的に巡回診断というか、樹木医の先生が、そういうことはないわけですか。

熊谷会長 保護樹木全部を回るということは、とても……

間座委員 あり得ないことですね。

熊谷会長 はい。でも、何かの機会に、前回の審議会で非常に多くの保護樹木が出てまいりましたよね。あれは、その全体の区の中のみどりの実態調査ということにあわせて、実際に保護樹木を中心にして、保護樹木がどこにどのくらい残っているかというようなことを調べているときに、一緒に樹木医の方に回っていただいて、そのときに特に指定解除とは関係なしに調べていただくとか。

ですから、今の御質問のように全くその、何か起こったときにはなくて、通常からケアする、そういう体制は現在はとっております。

間座委員 そうですか。ありがとうございました。

熊谷会長 どうぞ。

武山委員 今は指定解除のお話をしておりますけれども、既に伐採されたものにつきましては、もう一度、事務局と会長とお話しいただいて、納得できるような回答をしていただいて、まだ現在残っているものの審議と、それから指定についてお話進めていただければいいんじゃないかと思っておりますので、会長もよろしく願いいたします。

熊谷会長 はい、ありがとうございました。委員の方、よろしいでしょうか。今、武山委員の

ほうから助け船を出していただいたので。

それでは、今の問題につきましては私のほうでまたお預かりをさせていただいて、次回の審議会までに経過、あるいは結果については御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、保護樹木のほうについてはいかがでしょうか。何か御意見なり御質問ございませうでしょうか。

どうぞ。

渋江委員 保護樹木の助成金のことで、ちょっと1点御質問というか、お伺ひしたいことがあるんですが、今、先ほどまで所有者の方と、この保護樹木との意思疎通が問題になっていたので、助成金に関して、その意思疎通の件で1点御質問したいと思ひます。

先ほどありました、こちらのみどりの文化財ガイドブックの2ページに、助成金の支給というのがありまして、この支給するとき、これは振り込みか何かでされるのかなと思ひますけれども、そのときに、その伐採のときの相談の仕方であるとか、以前、こちらの大学ですけれども大きな敷地、保護樹木を持っている、多くの本数を持っているところが、ネームプレートの管理とかそういうのが雑であったということがありましたけれども、そういうことがないように、毎年その4月、あるいはその振り込みをするときに、一回一回、ネームプレートの確認であるとか、このような、保護樹木はこのように動いていますというような書類というのが送られているのか、いないのかというのを、ちょっと教えていただけますでしょうか。

熊谷会長 いかがですか。事務局のほうから何か。

みどりの主査 助成金の担当をしております、三橋といいます。

連絡につきましては、助成金るとき、あるいは別のときに、一つは保護樹木通信というのをここ二、三年発行して、最近こんな保護樹木がありますよと、あるいは何かお困りのことがありますかというようなことで、所有者の方とのコミュニケーションを少しとろうとはしております。

特に毎回のこの手続に関しても、そのときに合わせて一緒に送るようにはしておりますけれども、紙が1枚入っているだけ程度ですので、今後はこういったことが起こらないように、保護樹木通信のほうにも、きちんと手続をお願いしますというのを、少し強調してお願いをしていきたいというふうに思ひます。

渋江委員 ありがとうございます。

熊谷会長 よろしいですか。

いかがでしょうか。ほかに何か保護樹木について御質問。

斎藤委員、お願いします。

斎藤委員 今回の指定の一番最後の5番の下落合三丁目のケヤキなんですけど、めぐりが1.2メートルを超えるのが対象になって、1.2～1.3メートル超えて、新しく入ってくる、いわゆる新開木といいますか、新規参入木ですね。こういうのはすごく重要なのと、それから、私も何年か委員をさせていただいていて、土地を売却して新しく集合住宅を建てるのに邪魔になるからというのが一時期非常に多かったんですけど、何かやっぱりその大きな樹木、ケヤキとかイチョウとか、そういうものがまちの中にあるという価値。それが、たとえ売却しても、そういう大きな木をうまく使うことで、ずっと資産価値が上がるといったようなことと、こういう保護樹木制度とのつながりみたいなことが、もう少し何か事例も含めて、最近はどんどん新しいものがわっと入ってきているんだとか、そういうあたりのことがわかると、もう少し解除にしてもいろんな意味で、まだまだ個人的にはお荷物かもしれないですけども、まちとしては非常に資産価値になるんだといったようなあたり、全てが全てそういうふうにしるということではないんですけども、そういう見方でちょっと、見方を少し膨らませるといいますか。そういう時期なのかなというようなことも、ちょっと会長が歴史を説明されたときに、そこについての……

熊谷会長 そういうのは大学の先生が研究としてやってくれないとね。そのために大学の先生とか、専門の先生方を委員にしているんだから。次まで調べておいてきてよ。

斎藤委員 はい。一応、我々も、やっぱり集合住宅でコミュニティーの場にそういう大きな樹木を絡ませるようなデザインの仕方とか、そういうのは一応、研究はしているんですけど。よろしくお願いします。わかりました。

事務局担当 いいですか。今、斎藤委員が御指摘されたことについて。

みどり公園課の城倉と申します。一応、樹木医をしています。一応、これらの樹木について全部、調査にかかわっております。ちょっと言いわけがましいところもあるんですが、それはちょっと置いておいて、今の斎藤委員のことについて。

大体、売却で結構、その木が切られるとか解除してほしいという話があるんですけども、そういう話が来たときに、新宿区に250平米以上で建築計画をするときに、緑化計画書制度というのがあります。これは、一定の面積以上の敷地において建築をするときに、みどりをつくりなさいということがあるんですけども、新しく植えるみどりよりも現にあるみどり

を残すことによって、いわゆる優遇措置が得られますというような制度があります。

それによって、今、三栄町のところに、荒木町との境なんですけれども、浅沼組という建築会社がその土地を売って、阪急不動産がマンションを建てているんですけれども、その建てる時に、道路際に大きな戦前からあるイチョウの木があったんですけれども、最初はそれを切るという話があって、中の空洞も結構あったりはしたんですけれども、いろいろ交渉の結果、残していただけるということで、地元からの要望もあったようですけれども事業者もそれに賛同していただきまして、私のほうは、どういう残し方をするか、それから、その木のためになるようなことはどういうことかということも含めまして、いろいろ御相談をさせていただいて、結果的には残って、今、建物の工事が行われていることがあります。

そういう意味でいうと、ほかのところの解除の話が来たときにも、大体、売買が多いんですけれども、残していただければそういうふうにして、緑化計画書制度で優遇措置がありますよというお話は、いつもさせていただいています。

それによって残るのはなかなかないんですけれども、移植というのは、これだけ大きな木になってしまうとなかなか難しいんですけれども、そういうことも含めて検討させていただいています。

それと、緑化計画書制度も、保護樹木じゃないものも、一定の大きさならば、幹回りが1メートル以上ならば、要するに優遇措置の対象なんですけれども、保護樹木ならもっと対象の、何というんですかね、優遇措置を上げてもいいんじゃないかということで今、検討しているところです。

たくさん小さいものを植えるよりも、大きな木が1本、シンボルツリーになるようなものが1本あるだけで大分違いますので、そういうことも含めて検討させていただいているところです。

今後もっと充実させた制度にしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

熊谷会長 委員の方は御存じないかもしれませんが、樹木医であると同時に、今、嘱託で頑張っておられますけれど、元のみどり公園課長であった城倉課長がおられたときには大変みどりの課が、実績も、それから予算も上がった時期で、逆に言うと、この審議会も城倉課長のときに大変、まあ少しは大人になったような、そういうふうなことでございますので。

今、遠慮されて話されていましたが、例えば過去にも解除するような木で、工事の邪魔になるとか、それから新しい建物を建てるにはそれだと資産価値がどうのと、いろんな、こういう理由で解除したいけれどどうだというのが案件が上がってきたときに、この審議会

の場に上げていただくと、それならば、これがこんな立派な木で健全ならば、移植を区のほうで請け負ったらどうか。その場合には通常の樹木の移植とは違って、保護樹木なんだからそれなりの予算をある程度見込んでやれるような体制をつくれとか、実際にはそこまで言う区は困るかもしれませんが、そういうみどりに関したり何かする基金というのものはないので、そういうのから少しはそういう、できるような制度をしていったらどうか、そんな議論をしていただいて。

ですから、前向きに皆さんが考えていただければ、今後いろいろな形で変えていただくことはできると。そういうことになれば、予算もある程度手当てができれば、みどりの課の担当の方も現場へ行って、非常にいい意味で実のある交渉ができて、それから、所有者の方からも喜ばれるんですけども、今のところ単に手続だけのことで現場に出ておられるので、その限界というのも実際には担当の方は非常に感じていただいているので、そのことに対して、この審議会では皆さんとお知恵を出していただきたいと思いますし、例えば今回の解除の件についても、ここの場でもし、伐採しないで何とかできないかということになれば、真剣に考える対象になり得るんですよ。

ですから、それだけの手は尽くして、審議会としてやむなく伐採と、申しわけないけれども解除して伐採をさせてくださいと、こういう形であればいいんですけども、その辺の結果は同じ伐採でも、やっぱり手続とか、あるいはその論理的に区民の皆さんに納得いただくためには、やはりこれからはできるだけきちっとしていかなきゃならないし。

それから、このみどりの問題というのは、1本の樹木ですけどもまち全体ですし、まちづくりですし、そういう問題ですので、場合によっては他の部署とも、それこそ建築とか、あるいは区の景観審議会とか、あるいは区画整理とか、いろんなそういうところと、あるいは道路とかですね。もう樹木なんていうのはいろんなところで問題になりますので、この審議会のレベルで議論していただければ、そういうところとまた話を進めることができますので、ぜひ次回からはそういう議題について、皆さんにお知恵をお伺いしたいと思います。

どうぞ。

武山委員 指定についてなんですけれども、1番、2番、3番は、それぞれ寺社ですので、大変みどりを大切にされているところなので、これはもう問題ないと思います。

4番、5番につきましては、個人の住宅なので、指定されるときに、先ほどお話があったように、やはり相続だとか売却、また家を建て直すというところのこともちょっと検討していただいて、そういう条件がなければ、これは大変ありがたい話なので指定していただけれ

ばと思います。

先ほど出ました三栄町もそうですけれども、今、四ツ谷駅前の再開発とか、富久の新しいところとか、再開発のところは逆に言えばみどりを多くしないとできませんし、みどりが逆にその居住者に対するシンボルになるので、積極的にみどりはやっていますので、そういうところは別に申請入れてもいいんですけれども、こういう個人住宅で一軒の家が、御主人が亡くなったらすぐ相続で回されて分割されてしまう、二世帯住宅じゃなくて何世帯なのかなとか。それから、家がちょっと見た感じ、もう40年、50年たっていて、これはもしかしたら建てかえもあるのかなとか、そういうこともちょっと検討していただいて申請していただければよろしいかと思えますけれども。

この4番、5番を見ると、ちょっと4番は新しい住宅のように見えますし、5番はそのケヤキをうまく利用した何か建物をつくっていて、少しこだわりがある方なのかなということも考えていますので、そういう、すぐの解除じゃなければ、私は指定していただいて大切にいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

渡辺委員、お願いします。

渡辺委員 すみません、これ、役所の方、5番についてごらんになったんでしょうか。こういうの、ちょっとおもしろい形ですね、すごくユニークです。これですと育ててくださる、大丈夫なんでしょうか。

熊谷会長 どうぞ、城倉さん。

事務局担当 これは、つい先週見に行ってきたんですけれど、この家そのものは建築家の方のおうちなんです。随分しゃれた住宅で、この木を生かして建物を建てたのかというお話を聞いたところ、そうじゃないと。ああいうふうにはこみをつくって、そこにわざわざケヤキの木を植えたんだということでした。築30年ぐらいらしいんですけれども、ケヤキの木も30年、随分立派に育って、幹回りを越して、向こうの方から申請したいということでお話がありました。こちらからではなくて。

家の中も見せてもらったんですけれど、すごくおしゃれなつくりで、2階が、写真の右側がテラスになっているんですけれども、ちょうどそのテラスのところに木が覆いかぶさって、すごくいい状態です。だから、このままずっと残していけるといいなと思って、今回、指定の申請をしていただいたということになります。

熊谷会長 区内にも結構有名な建築家の方が何人もいらっしゃるし、それから、それなりの方

がいらっしゃるので。そういう方たちはむしろ樹木を一つのいろいろなテーマとして取り込んで環境づくりをされているので、ある意味では大変いい、好例になるんでしょうけれど、一般の方はそこまでおわかりになっていなくてお困りになっているので、今、武山委員が言われたように、解除のときだけいろいろ難癖つけたりなんかするんじゃなくて、指定のときにも親切に、こういう制度があって、あるいはこういうところに問題が生じる可能性があるので、十分にその辺については理解をしていただきたいというようなことも助言をして、そして保護樹木の指定を同意をしていただくということになればとは思いますが。

ほかに何かございますか。小野委員。

小野委員 区民委員の小野です。ちょっと基本的なところでお伺いしたいのですが、保護樹木の指定の申請は、その土地の所有者というような限定があるのでしょうか。それとも近隣の方で、その木に愛着を持っていて、区にぜひ守ってもらいたいというようなことが言えるのでしょうか。

熊谷会長 事務局、いかがですか。

事務局担当 すみません、私から御説明させていただきます。

基本的には所有者か管理者の方から御申請をいただくようになっております。管理者といっても、所有者の方に必ず了解を得てくださいというふうにはお伝えしているんですけども、その周りの方からぜひしてほしいということは特に受け付けはしていないんですけども、周りの方からも御賛同いただいて、所有者の方が動いて保護樹木に指定したということもございます。

小野委員 ありがとうございます。今回、区民委員に応募した動機が、やはり家の近くにすごくすてきな立派な桜の木がありまして、恐らく世代が変わったと思われるんですけども、そのおうちの建てかえのときにぱったり切られてしまっていて、桜の季節になって、その前で遊んだ思い出とか、全て本当、消えていったような悲しみがあつたんですね。

私も小学生の子どもがいるもので、特にそう思うんですけども、次世代の本当に子どもが、例えばみどりの文化財のガイドブックのジュニア版みたいな形で、幹回りがこのくらいあれば保護樹木になれるんだよとか、あと、少し門戸を広げていただいて、この木は残してもらいたいというような声を所有者、管理者以外の区民から上げられるようになれば、新宿のみどりの将来も、もっと希望が出てくるのではないかなと。

ちょっと教育の関係の審議会とかとタイアップして、本当に将来ずっとみどりで、また自然に守られて、自然を守っていくような、そういう土壌を、この大都会と言われる新宿から

つくっていったら、すごくいいのではないかななんて思いまして、ちょっと私も最初、伐採された後の切り株の映像を見て……。

熊谷会長 心が痛んだでしょう。

小野委員 区民委員になったばかりだったので、何が起きているのか余りよくわからず、きょうの時間を過ごしていたんですけれども、やっぱり本当に全員で守っていくものではないかなと、所有者、管理者という立場はあるにしても、声を上げるような窓口はつくっておいていただいたほうがいいのかかなんていうふうに、ちょっと個人的にそんな感想を持ちました。

熊谷会長 ありがとうございます。規定では土地の所有者または管理者が、簡単に言うと区長に保護樹木を認めてもらって、区長が責任を持って、その保護樹木と、あるいは保護樹林とかそういうものについては指定をして、それについて管理をしていただくと、こういう制度になっていますので、みどりの課は実際にそういう実務を区長にかわってやっているということで、それは区長は大変お忙しいし、権限は持っていても判断するその専門的な知識がないので、それをみどりの保護をしていくための審議会ということで、ここで皆さんに御審議をいただいているということですので、みどりの審議会は区長を専門的に助けると同時に、このみどりの課の実際の業務についていろいろな助言ができる、そういうシステムになっていますので、必ずしも保護樹木だけがこのみどりの審議会の審議事項ではなくて、区のみどり全体をどうするかとか、あるいはもう少し東京都まで含めてとか、そういうところの御意見をどんどん言っていただいているので。

たまたま今、保護樹木の指定と解除の審議事項だけやっておりますので、この後はまた全体のみどりの計画についても、あるいは調査についてもお諮りしますので、今の御意見は大変貴重ですし、小野委員は御存じかどうかちょっとわかりませんが、過去にこの委員会でもう解除やむなしと、立派な木なんですよ、ムクノキですけど。ところが、もう10年近くたったんですけど、周りの近隣の方が、あのムクノキは決して切らないでくれというような要望書が今、出ていまして、それで所有者の方もそれについて今できれば残したいなというようなことで、逆にこちらの専門のみどりの課の御意見とか、あるいは専門の造園業者の意見とか、そういうのを聞きながら何とか区民のというか、その近隣の方に対応をしていこうという、ちょうどそういうようなお話になっていますので、残したいみどりがあれば、区民の方、どんどん、そういう要望なり意見で上げていただければよろしいと思いますけれども。

上げておいていただければ、そうした重要な案件については、多分ここへまた、皆さんの御意見をお聞きすることになると思いますし。そうすれば必ず、ここへ上げていただければ区長の耳に入りますから、すると区長がえいやと、守れとか、何だかわかりませんが、金出せとか言うかもしれませんけれど、そういうことになっていますので、ぜひよろしく願いをしたいと思います。

どうぞ。鶴田委員、お願いいたします。

鶴田委員 1点、蛇足になりますけれど、先ほど5番のこの下落合の件について、城倉様からお話を伺って、すごくそういう建築家の方が計画的に住空間に緑を取り入れて建ったというお話はとてもいいと思うので、この保護樹木通信とかでも取り上げられたりとか、それだと多分、保護樹木管理のかかわりのある方だけに届く状態だと思うので、何らかの新宿区の中から発信できるものとして、その所有者の方から御許可が得られれば、そういう思いとか、建築士としても格好いいということにもなると思うので、結構さつき小野委員がおっしゃられたみたいに教育的にも、建築士を目指すようなお子さんでもこういう考えで育ったりしてくれるといいなと思うので、そういう何か、みどりの課のほうから、こういう素材がありますということをぜひお伝えいただきたいなと思います。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

それでは、時間の都合もございますので、一応、本日の保護樹木等の指定及び解除については、指定については原案のとおりお認めをいただくということにさせていただきます。

それから、解除については、次回の審議会までにきちっと経緯を整理して、私のほうから皆様に御説明をさせていただいて、できれば御了解を得たいと思いますが、解除ならんと言われても、もう実際に伐採してありますので、そのときはまた御相談しますので、新しい樹木を植えるなり何なりということになろうかと思いますが、その点も含めて預らせていただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

◎新宿区みどりの実態調査（第8次）について

熊谷会長 それでは、引き続いて報告事項にまいりたいと思います。新宿区みどりの実態調査について、事務局から説明をお願いいたします。

みどり公園課長 それでは、昨年実施しました新宿区みどりの実態調査（第8次）について、

報告させていただきます。

みどりの実態調査につきましては、みどりの条例の第5条で定められている調査で、同じく施行規則の第4条で調査期間は5年ごとと規定されてございます。前回、平成22年度の調査から5年が経過した昨年度、第8次の調査を実施いたしました。

詳細につきましては、担当のほうから御説明をさせていただきます。

みどりの主査 担当の三橋といいます。

それでは、みどりの実態調査（第8次）について御説明させていただきます。

みどりの実態調査は区内のみどりの実態を把握するために5年に1度行っております。昭和47年に第1回を行って以降、昨年度の調査で8回目ということになります。

調査のほうは、飛行機を飛ばして写真を撮っての解析と、現地を実際に歩いての調査になります。

まず、飛行機を飛ばしての空中写真の調査ですけれども、これは地上約2,000メートルのところを飛行機を飛ばしまして、カラー写真と、それから近赤外写真というのを撮ります。ちょっとこちらをごらんください。こちらが近赤外写真というものになります。赤い色ですね。これは植物の中に含まれるクロロフィルに反応して、近赤外写真だと赤く出ます。これによって、例えば天然芝と人工芝の違い、あるいは植物の緑とペイントの緑の違いというのが判別できます。このように、写真から最初、1平方メートル以上の緑地を読み取って、それを樹木・樹林、草地、屋上緑地という分類をして判読をいたしております。

また、現地調査のほうは、実際に区内全域を歩きまして、地上1.5メートルの高さで直径で30センチ以上の樹木の全ての大きさと樹種、本数。まず、こちらにつきましては、新宿御苑と明治神宮につきましては、規模が大きいのと、敷地内にちょうど区境がありまして、現地ではどこが区境かわからないものですから、こちらのほうは調査対象から除いております。そのかわり、両施設からはそれぞれの管理数値というものはいただいております。それから、接道緑化といたしまして、5メートル以上の生垣や植え込みの箇所と延長、それから3平方メートル以上の壁面緑化の箇所と面積について、現地調査をしております。

詳しくはこちらの黄色い本編のほうの111ページに、こちらの資料とは別に詳しい調査結果がありますので、こちらで御説明させていただきます。ちょっと座って説明させていただきます。

まず、空中写真の調査結果ですけれども、緑がどのくらい地上を覆っているか、これを緑被率と言います。一番上、緑被率、今回17.48%ということで、前回よりも残念ながら0.39

ポイント減少ということになりました。面積としては6.99ヘクタールの減少になっております。減少の要因は、下の樹木・樹林、草地、屋上緑地の分類にありますとおり、草地の減少が非常に大きなものとなっております。

個別に見ていきますと、樹木・樹林につきましては、0.3ヘクタールの減少となっております。

草地については6.48ヘクタールの減少となっております。草地の減少の主な要因は、新宿区内には余り自然の草地というのはほぼありませんので、外堀の緑地の斜面ぐらいかなど。あとは公園、学校、お庭、グラウンドといったところの草地でございますけれども、今回の調査結果、減った草地の多くは建築予定地でございます。そもそも空き地になっていて、雑草が生えて草地になっていた場所が、今回、非常に多く建築計画が進みまして、なくなりました。その結果、草地が多く減少をしております。

続きまして、屋上緑地なんですけれども、こちらは5年前と比べて0.16ヘクタール増加をしております。屋上緑地につきましては、調査開始以降、毎回増加のほうをしております。

続きまして、こちらに「みどり率」というのがあるんですけれども、これは緑被率に、あと公園の緑のない部分や何かも含めて出す数値なんですけれども、こちらのみどり率についても減少しております。

続きまして、樹林なんですけれども、これは先ほどの1平方メートル以上の樹木・樹林のうち、まとまった100平方メートル以上の樹林につきましては、箇所と面積について解析をしております。箇所数のほうは81カ所減少しているんですけれども、面積のほうはふえております。ということは、1カ所当たりの樹林面積がふえているということで、これは再開発とか大規模な集合住宅が、この5年間のうちに完成したところが多かったということと、既存のやはり集合住宅等の樹木が成長しまして、1カ所当たりの樹林面積がふえたというふうに考えております。

草地については、箇所、面積とも大幅に減少をしております。

屋上緑地については、箇所、面積とも増加をしております。ただし、屋上緑地につきましては、今回の調査でわかったことが、新しく建てる建物等とかではふえているんですけれども、既存の建物にかつてあった小規模な緑地がかなり多く減少をしているという状況が見受けられました。やはり地上に比べまして維持管理が難しいというようなことが関係しているかと思っておりますけれども、こういったことへの対策も今後考えていかなければというふうに考えております。

続きまして、現地調査の結果でございます。

まず、樹木の本数でございますが、1万4,656本ということで、587本、本数のほうは減少ということになります。

続きまして、接道緑化、5メートル以上の生垣、植え込みですけれども、生垣のほうで若干延長が減ってはおりますけれども、植え込み等全体としては非常に多くふえているということになります。

続く壁面緑化につきましても、箇所、面積ともにふえております。この屋上緑地、接道緑化、壁面緑化、ふえているこれらの項目の増加要因は、こちらでやっております緑化計画書制度による義務づけというのが、非常に多く効果を上げているのではないかというふうに考えております。

また、街路樹なんですけれども、街路樹につきましては、国、東京都、新宿区の各台帳のほうから数字を拾っております。この本数といたしましては、707本の増加ということになっております。

続きまして、32ページをごらんいただけますでしょうか。この緑被を地域ごとに分析したものでございます。出張所10管内ありますので、10の地域に分けて数字を出しております。まず、一番上の四谷地域ですけれども、こちらの四谷地域は国立競技場のあるところでしたので、ちょうど調査をした7月に飛行機を飛ばしたんですけれども、そのときはもう既に撤去をしたばかりのところでしたので、そうした影響も多く反映されていると思います。ただ、国立競技場周辺につきましては、完成後には同等の緑地は創出されるものと考えております。

続きまして、笹笥・榎地域ですけれども、樹木・樹林、草地とも減少、あと屋上緑地、各項目全て減少をしております。住宅のお庭の減少というのが、この地域は非常に多かったというふうに考えております。

続きまして、若松地域、大久保地域、それから戸塚地域、落合第一地域、それから1つ飛んで柏木地域につきましては、樹木・樹林は若干の増加をしております。草地についてはやはり減少をしております。これらの地域につきましては、やはり再開発及び大規模集合住宅が完成をした地域でありまして、その影響が大きかったのではないかと考えております。また、都営住宅等、古くからある集合住宅につきましては樹木が成長してきておりまして、それによる緑被の増加が多く認められました。

落合第二地域につきましては、樹木・樹林が非常に多く減少をしております。草地も減少をしております、10地域の中で減少率につきましても一番多い地域でございます。やはり個

人住宅等のお庭がなくなったというのが大きな要因と考えております。一方で、落合第二地域は住居系の地域ですので、大規模な再開発集合住宅等も少ないということがあって、増加要因が少なかったのではないかとこのように考えております。

次のページから、各地域ごとに事例の写真等も載せてございますので、一部ですけれども御紹介させていただきます。

まず、四谷地域、一番上が国立競技場ですね。左側の写真が5年前、平成22年でございます。右側の写真が今回の平成27年でございます。やはり国立競技場のところがちょうど撤去工事が終わったばかりですので、ここの樹木・樹林、あと、真ん中のこれは天然芝だったことから、この草地もこの地域は減少をしております。

真ん中の新宿一丁目です。左の写真、ちょっと円がずれておまして申しわけないんですけども、これが先ほど言いました屋上緑地の減少の事例でございます。建物は変わっておらず、屋上緑地だけ減少していると。こういった箇所が今回、各地で見られたということが特徴の一つでございます。

一番下が、区役所の第二分庁舎です。区のほうで公共施設の緑化ということを進めておりますので、この事業の中で屋上緑化をふやしました。

右のページが笹笥の地域です。一番上が国立印刷局市ヶ谷センター、やはりお庭、これはテニスコートか何かですね、あったところが建物が今、工事が進んでいるということです。ただ、これも工事が終われば、緑化計画書に基づいて多少の緑地の回復はあるかと。

それから、真ん中が住宅地等の緑地の減少の様子です。一番下が大日本印刷、工場の建てかえが進んでおまして、今回建てかえが完成した部分につきましては緑地がふえております。

あとの地域につきましてはちょっと見ていただいて、先ほど説明した内容の草地の減少の様子であるとか、公共施設の緑化の様子というのがあります。

説明を飛ばさせていただきます、46ページをお開きいただけますでしょうか。46ページは、土地用途別の変化について見ております。前回までは土地の用途として、公園、学校、公共施設、道路、住宅事業所等という5区分でとっていたんですけれども、今回、より細かく、全部で10区分に分けて緑被解析をしております。

見ていただきたいのは、一番右側の緑被の変化という項目でございます。各項目、4つの枠があるんですけれども、左下の数字が緑被変化の面積を示しております。一番減少が大きかったのが個人住宅でございます。個人住宅で4.3ヘクタール減っております。一方で、そ

の下の集合住宅が3.42ふえておりますので、単純に言うと、個人住宅の減少を集合住宅の緑被の増加が補っているというようなことかとも思います。

それから、一番下、その他の区分になりますけれども、その他でやはり4.3ヘクタール減少しております。この、その他のところに先ほど申しております草地の減少ですね、それまで未利用地であった空き地の草地が、前回ではこのその他のところに入っていたのが、今回、建物が建ったということで、その他の緑被が非常に多く減少をしております。

また、一番上、公園になるんですけれども、ここでは減少ということになっておりますけれども、これは若干統計上の問題がありまして、この土地利用の分析に使いました土地利用現況データというのがあるんですけれども、その最新版が平成23年度ということで、ちょっと古いんですね。公園につきましては、新宿のほうでおとめ山公園の拡張ということをしたんですけれども、この中には公園としてはその拡張というのは数字に入っていません。多分、もともと官舎だったところを拡張しましたので、公共施設の官舎のところでは数字のほうは計上されているのかと思います。

公園につきましては、この土地利用現況データではなくて、各公園ごとの増減を見てみますと、約1ヘクタールの増加という形にはなっております。

以上、簡単ではございますが、報告をさせていただきます。

熊谷会長 ありがとうございます。膨大な内容を簡略化して、明瞭にさせていただいて、ありがとうございました

何か御質問ございますか。

どうぞ、吉川委員。

吉川委員 屋上緑化、これはふえているということですね。大変ありがたいことだと思います。なかなか新宿区は土地の面積があいているところがございません。ありがたいと思うのですが。

ただ、これには助成制度がございますね。助成制度をお使いになっていると思いますので、どのくらいの件数があつたか、お知らせいただければと思います。前回、今回、合わせて。

みどりの主査 助成制度につきましては、件数としては少ない、年間で数件。少ないときで二、三件、多いときでも五、六件ということでございます。助成金の上限もそのくらいで、ちょっといっぱいになってしまうということはあるんですけれども、そういった状況でございます。

吉川委員 助成金にいっぱいお使いになっているということですか。

みどりの主査 そうですね、年によって。昨年度はちょっと助成金、申し込みの件数が少なかったもので、ちょっと予算上は余っております。年度によっては限度額いっぱいまでということもございます。

吉川委員 じゃ、すみません、その限度額と金額についてはお知らせいただきたいと思います。計どのぐらいしたのか。

みどりの主査 申しわけありません、今ちょっと手元に資料がないものですから。

吉川委員 では結構です。どうも。以上でございます。

熊谷会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

藤田委員 壁面緑化が急激にふえているんですが、これは先ほどの緑地面積に算入することでふえたというのが多いということで、いいでしょうか。

みどりの主査 そうですね、壁面緑化を地上部の緑地面積の代替として見るということで、緑化計画書制度の中で入れてきておりますので、また、やはり見てみますと、ここ数年で壁面緑化の技術と、あるいは施工業者もふえているので、建物に対する影響とか管理の問題があるのですけれども、オーナーさんがよければ、逆に言うと地上のかわりに壁面というのが、やはり実際に緑化計画書を指導していても、多くございます。

またちょっと数字のほうでは、壁面緑化のほうに神田川の護岸緑化というのが入っておりまして、護岸緑化のほうは今は新しくはやっていないんですけれども、五、六年ほど護岸緑化をずっと続けてきておりまして、その護岸緑化が場所によってはかなり広がってきていて、護岸緑化の増加による数字の増加というのもございます。

熊谷会長 どうぞ、藤田委員。

藤田委員 その壁面緑化の数値のはかり方なんですけれども、実際に緑になっているところなのか。この登はん補助資材の面積で出しているのか。

みどりの主査 緑化計画書制度の中では、登はん資材の面積でやっておりますけれども、こちらのみどりの実態調査では、実質に緑化された面積で3平米以上のものでカウントをしております。

藤田委員 じゃ、かなりふえているということですね。

みどりの主査 はい。

すみません、先ほどの助成金のお話でございます。助成金につきましては、屋上緑化、壁面緑化と合わせて100万円。

吉川委員 1年間。

みどりの主査 1年間でございます。

吉川委員 そんなものなんですね。それで、五、六件でしたか。

みどりの主査 そうですね、はい。

吉川委員 はい。それと、よろしいですか。屋上緑化については、僕ら、よく緑化推進で、好きな方とお話ししておるんですが、屋上緑化を始めたときは若かったので大変楽しみにしていたんだけど、最近、年数も大変お年もとってきたので、水やりが大変なのでというお話を聞くので、それで大分おやめになるようなおうちも多いので、何かそういう改善、余り体を使わないで何か水をやる技術というか設備とか、お金も余りかけないで、そういうものがあればまた維持できるお宅も、屋上があるんじゃないかと思うんですが、そういった面で技術の改善とかやりやすいとか、そういうあれがあるんでございましたら、御紹介していただきたいと思います。

みどりの主査 屋上緑化につきましては、屋上の緑地にホースを通して、自動かん水という装置がございます。やはり工事につきまして若干のお金はかかってしまいますけれども、その後の管理については、せいぜいタイマーの動作ぐらいですので、それほど手間はかからないかと思えます。

また、屋上緑化資材で水を保水しやすい人工土壌、軽量土壌というのもいろいろ技術出てきておりますので、あるいはそういった技術とあわせて、屋上緑化をさらに進めていきたいというふうに考えております。

吉川委員 ホースでやるということでございますね。

みどりの主査 はい。

吉川委員 僕ら、屋上じゃないんですが、ゴーヤをやっておりまして、ホース設備がなくバケツで水を入れてやっていたら、もう大変だということになりましたね。去年あたりからホース設備を設置しましたら大変便利になりましたので、うなずけるところがあると思います。これはぜひ推薦していきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

熊谷会長 藤田委員、関連していかがですか。御専門家なので。

藤田委員 屋上の水やりというのが、なかなか大変で、ですけれども、調査してみますと、水をやり過ぎておかしくなっているほうが多いので、実際に水どれだけやるかということ、雨を降ったのをカウントしてやると、今やっているのの多分5分の1ぐらいで済んじゃうという

ような、そんな実態はあります。

でも、それがカウントをきちんとできるかどうか、その辺が難しくて、まだ普及していないというところだと思うんですね。その辺もちょっといろいろ、そういった器具や装置が普及してくれば、そういったものを使えると思います。

吉川委員 それで、屋上は地面と違って土が浅いんですよね。だから、そこら辺で地面のつもりでおやりになって、今度は水をやり過ぎちゃう。そこら辺、何かいいデータがあれば、今度お示しをいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございます。

どうぞ。

藤田委員 国土交通省の屋上で15センチで緑化をしているんですけど、夏場、14日以上雨が降らなかったら一度水をやります。さらに7日間降らなかったらもう一度やりますということでやって、5年ぐらいやったんですけど、水をやったのが一番多かったときで年間7回でした。少ないときは1回で済みました。それで枯れたことはないので、そういう雨をカウントしてやる方法がもっと普及すれば、全然、水の量というのは少なくなると思います。

吉川委員 ありがとうございます。

熊谷会長 ありがとうございます。きょう御欠席ですけども、輿水副会長は屋上緑化の権威ですので、何でも御存じのはずですから、ぜひ次回は。

吉川委員 はい。楽しみにさせていただきます。

熊谷会長 いかがでしょうか、ほかに何かございますか。よろしいですか。

じゃ、渋江委員。じゃ、渋江委員の次に御発言お願いいたします。丹羽委員はお次に。

渋江委員 渋江です。31ページのこの5年間の緑被率の変化を拝見していると、非常にふえている地域が多くて、ここの審議会の委員の連合会の方とか協議会の方々の御努力とか、あるいは、このみどりの審議会も少しは役に立っているのかなという気もいたしております。

同じくこの46ページ、ただ、少なくなっているのが落合第二地域ということで、同じく46ページにあります減少している要因にも個人住宅が挙がっておりましたが、助成金制度とかさまざまな制度を皆さん利用しながら、新宿区が一体になって緑の緑被率が上がってきているように思いますけれども、その一方で、個人住宅が少し減少していると。

個人住宅に関しては、先ほどのあのケヤキ住宅の事例にもありましたけれども、アイデアなんかを皆さんに披露する、皆さんに周知するというような方法以外に、何か新宿区のほうでこのような個人住宅に助成する、あるいは励みになるような制度があるのであれば、ちょ

っと教えていただけますか。

熊谷会長 事務局、いかがですか。課長。

みどり公園課長 現在、敷地250平米を超える建てかえに関しては、緑化計画書制度で緑化の義務があるんですが、それ以下の個人住宅にはそういう制度がないような状況です。先ほどお話しいただいた本当にいい事例を、ケヤキのような事例を紹介するのは非常に有効だと思います。

今度のみどりの基本計画の改定が、今年度、来年度で行いますが、この個人住宅にもかなりスポットを当てて、本当に面的に何とか緑を担保していくような制度ができないかなと考えてございます。ちょっと今、具体的ななのというのが、申しわけございません、ちょっとないところでございますが、今後のみどりの基本計画の検討でこちらの審議会でも審議していただきますが、その中でいろいろ面的な有効な施策などを提案させていただきたいと考えてございます。

渋江委員 それ、よろしくをお願いします。

熊谷会長 では、丹羽委員、お願いいたします。

丹羽委員 緑被率という一くくりにすると、草地と、それから樹木・樹林ですね、これが同じようなレベルで論議されがちなんですけれども、実際に私の身の回りでちょっと見てみると、どうやらその樹木・樹林のその本数というか、その割合が減って、それで草地がふえると、そういう傾向がちょっと見られるんですけれども、全体的にはそういうような流れにはなっていないのでしょうか。

熊谷会長 いかがですか、事務局。

みどりの主査 全体的には、樹木本数も減っていますし、樹林の箇所数も減ってはきていますので、そういう、やはり樹木が減っているなという印象になるのは間違いないかと思えます。

一方で、先ほど申しましたように、ちょうどこの5年間ぐらいに、各地域の再開発事業が完了したところが多かったということもありまして、面積としては地域的にはふえている。結局トータルとしては若干減っているんですけれども、プラスマイナスほぼ同じぐらいなんですけれども、そういう意味では樹木が減っているなという印象にはなってくるものと思います。

丹羽委員 去年の夏を思い出すんですけれども、大変暑い日が続きましたけれども、やっぱり樹木というのは非常にそういう気候的な部分で、その機能的には人間にとってみると大変貴重なものだと思うんですけれども、それが緑地化される、草地化されるというのは、

それだけ、そういった部分が機能的な部分を取り払われるということにつながってくるんじゃないかな、そういう危惧があるんですが、何とか樹木をふやすような方向で行政のほうで頑張っていたいただきたいと思うんです。

以上です。

熊谷会長 ありがとうございます。

事務局、頑張ってくださいということで、何か返事しないと。

みどり公園課長 本当に樹木のほうが機能性が高いということはもっともですので、そのような視点も入れながら頑張ってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

熊谷会長 ありがとうございました。

御意見まだたくさんあるかと思えますけれども、私のほうの進行が、ちょっときょうは下手くそで申しわけございません。一応この調査については、これだけ分厚い報告書ですので、皆さんお目通しをいただいて、後ほどでも結構ですから、文書なり、あるいはメール等で、事務局へ御質問があれば遠慮なくお問い合わせをしていただくということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎連絡事項

熊谷会長 それでは、報告事項が何かまだもう一つあるようでございますので、事務局のほうにお返しいたします。

みどり公園課長 それでは、本日の連絡事項を1点させていただきます。

区では新しい総合計画を策定するに当たりまして、当審議会の委員の皆様からも御意見をいただきたいと考えております。つきましては、今お配りさせていただいておりますが、御意見をいただくための調査につきまして、担当の副参事のほうから説明をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

熊谷会長 すみません、お待たせしました。

竹内副参事 いえいえ、申しわけございません。皆様、本日はお時間を頂戴しましてありがとうございます。私、都市計画部のまちづくり計画等担当副参事をしております、竹内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様にも、御協力をお願いという形で御説明させていただきたいと思っております。

今、お手元にお配りしました資料の1枚目をごらんいただきたいのですが、記書きの下の1番のところをごらんいただきたいのですが、現在、新宿区では平成30年度から始まる新たな総合計画というものを、この28、29年度、2カ年で策定したいと考えているところでございます。

策定に当たりましては、できるだけ多くの皆様からの御意見をいただきたいと考えているところでございまして、本日、皆様からの御意見もいただきたいというふうに考えているところでございます。

総合計画というのがどういったものかということで、2番目のちょっとイメージ図をごらんいただきたいのですが、新宿区の総合計画というものは、基本計画と都市マスタープランをあわせ持つ計画でございまして、新宿区の最上位計画でございます。

(2)番の計画の期間といたしまして、新たな総合計画の計画期間は10年程度というふうに考えているところでございます。

1枚目の資料の裏面をちょっとごらんいただきたいのですが、(3)番としまして、新たな総合計画のベースとなる基本政策というところで、吉住区長が掲げます5つの基本政策をベースに策定したいというふうに考えております。1番目で「暮らしやすさ1番の新宿」というところで分野として健康、高齢者、障害者等々という分野でございまして。2番目が「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」。3番目の「賑わい都市・新宿の創造」というところで、都市基盤、ユニバーサルデザイン、みどりなどという分野を考えているところでございます。4番、5番、「健全な区財政の確立」、「好感度1番の区役所」、こちらは区役所のほうの視点でございまして。

それで、具体的にどういう形で御意見をいただきたいかと申しますと、お手元の資料に今度、ホチキスどめで、こちらの調査票がございまして。1枚おめくりいただくと、2ページと3ページで今、私が説明させていただきました総合計画の説明を書かせていただいておりますけれども、1枚おめくりいただいて4ページをごらんいただきたいのですが、こちらから具体的に御意見をいただくようなところなんですけれども、総合計画、非常に幅広い分野にわたっておりますので、委員の皆様にごろごろから課題に感じているところが、もしあれば結構なので、御負担にならない範囲で御回答いただきたいなと思っております。例えば4ページですと、「暮らしやすさ1番の新宿」ということで、問1で健康づくりについてというところで、課題とか重点的に取り組むべきことについて御意見があればというところで書かせていただいておりますが、こういった設問が何問か、基本政策ごとに整理されてお

まして、大変恐縮です、11ページをごらんいただきたいのですが、11ページの間13番でございます。

こちらがぜひ御意見いただきたいと思っている、緑、公園、環境についての分野でございますまして、点線の四角枠で区が考えている方向性というものを示させていただいているんですが、具体には回答欄、下に準備させていただいているんですが、2つほど考えておりまして、現在の総合計画というのがおよそ8年前に策定されております。この8年間でどういったことが変化があったか、もし感じる点がございましたら御意見いただきたいというところと、下段のほうは今後、課題とか、今後重点的に取り組むべきことについて御意見があればいただきたいというふうに考えているところでございます。

そういった形で、こちらの調査票、全部で問18まである、ちょっとボリュームが多いものなので、できれば、御負担にならない範囲で結構なので委員の皆様の御意見をいただきたいと思っております。

それで、調査票の表紙に戻っていただきまして、大変恐縮なんですけれども、できれば回答は5月の末、27日ごろまでに記入できる範囲で御記入いただきまして、資料としまして返信用の封筒もつけさせていただいております。こちらに入れていただいて、ポストに入れていただければ、区役所のほうに届くようになっておりますので、ぜひ皆様の御協力をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

報告事項は以上でございます。

渡辺委員 空欄でもいいということですね。

竹内副参事 ええ。空欄で結構なので、課題、関心があるところ、課題に感じているところがあればというところで、お願いしているところでございます。

渡辺委員 これは個人の意見ですか。私個人の意見ですか。団体じゃなくて。

竹内副参事 そうです。ではないです、はい。委員の個人の御意見という形です。

それと、あと、表紙にはお名前とか団体名を書く欄がありますが、差し支えなければ記入していただいても結構ですし、無記名という形でも結構でございますので、どうぞよろしく願います。

熊谷会長 ということでございますが、いかがでしょうか。

みどり土木部長 突然のお願いで申しわけございません。何か、もしわからない点があったら、先ほどの連絡先までお問い合わせ等いただければ。

竹内副参事 はい。もし御不明な点があれば、表紙に連絡先を記入しておりますので何なりと。

熊谷会長 一般の区民の方にもお聞きしているのかな。

竹内副参事 町会、自治会、地区協議会の皆様には、御意見をいただいているところです。

熊谷会長 町会長とか、そういう方をお願いしているんですね。

竹内副参事 そうです、はい。

熊谷会長 そこからまた個人には回ってこないね。

竹内副参事 そうですね、今回お聞きするのは、策定前という形でお聞きしているというところでございます。

吉川委員 町会、自治会、地区協議会には、去年の11月でしたかな、説明会、地区でございましたね。それと、これは同じもの。

竹内副参事 同じ調査票でございます。ただ、町会、自治会さんにお配りしたのは、もう少し地域でのという観点なので、少しその各地域での課題というところでお聞きしています。

吉川委員 幾らか内容が違って。

竹内副参事 ええ、こちらはもう区全域でのという観点からお聞きしています。

みどり公園課長 それでは、よろしいでしょうか。

それでは、よろしく願いいたします。

竹内副参事 よろしく願いいたします。

みどり公園課長 最後に、事務局のほうから2点ほど、連絡をさせていただきます。

まず、委員の皆様にはマイナンバーの登録制度の開始に伴う個人番号の収集の御協力をいただきまして、まことにありがとうございます。まだ御確認がお済みでない方がいらっしゃいましたら、お忙しいところまことに恐縮ですが、審議会終了後に御協力をお願いしたいと思っております。

また、次回の審議会でございますが、9月の上旬を予定しております。今年度はあと3回の審議会を予定しておりますが、次回以降につきましては保護樹木等の指定及び解除の審議とともに、新宿区のみどりの基本計画の改定に関する御審議をお願いしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

◎閉会

熊谷会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

きょうはいろいろ皆様の御意見を伺う時間が短くなってしまいまして、大変申しわけございません。

まだまだ、次回以降、大変大事な区全体のみどりにかかわる議論をしていただかないといけませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、みどりの行政といひますか、審議会のかかわりがあると思われるような事柄について、御意見なり御感想があれば、いつでも事務局のほうにお問ひ合わせをいただひて、できるだけそれを、年間のせいぜい3回ですけれども、この審議会のほうで皆さんに御紹介をし、御意見をいただきたいというふうに思ひますので、ぜひよろしくお願ひをいたひます。

それでは、多少時間をオーバーしましたが、本日の平成28年度第1回のみどりの推進審議会は、これで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

午後4時06分閉会